平成２７年（フ）第１４５号
茨城県結城郡八千代町大字大渡戸175番地
破産者　小島　美津
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第９８７号
神奈川県藤沢市藤沢545番地の１　ライオンズマンション湘南藤沢第２　309号
破産者　今野　義龍
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１００９号
横浜市戸塚区名瀬町800番地10　ライオンズマンション東戸塚308号
破産者　川口　禎三
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３３０号
横浜市金沢区並木２丁目７番３－502号、開始決定時の住所横浜市旭区鶴ケ峰１丁目49番地２　エステートピアM102号
破産者　村田　邦彦
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３３１号
横浜市金沢区並木２丁目７番３－307号
破産者　村田　耕治
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４号
福井市春山１丁目７番11号
破産者　齊藤　俊行
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０８号
福井市春山２丁目３番４号　サカエビル205
破産者　沖崎　正人
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８９号
長野県北安曇郡池田町大字池田4404番地
破産者　若林　米子（旧姓川上）
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８３号
島根県安来市月坂町563番地　安来市養護老人ホーム鴨来荘
破産者　佐伯　三枝
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５３４号
岡山県真庭郡久世町台金屋177－９　第10ＡＳＫコーポ201（住民票上の住所）広島県三原市西宮１丁目23番１号、開始決定時の住所広島県三原市明神４－８－10
破産者　川野　敬治
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５３号
北九州市小倉南区沼本町１丁目９番45－612号
破産者　城野　恭輔
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第９８号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目21番７号
破産者　福岡　健二
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
鹿児島県鹿児島市中山１丁目18番６号
破産者　溝口　俊三
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第９４６４号
神奈川県川崎市麻生区白山５丁目１－６－1006
破産者　堀江　　均
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０１８号
東京都大田区西蒲田７丁目32番７号
破産者　株式会社ヒロ
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０２０号
東京都品川区大井５丁目21－８－２Ｆ、開始決定時の住所東京都大田区西蒲田７丁目19－９－606
破産者　輿野　浩道
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５６８号
埼玉県東松山市松山町１丁目10番20号　カーサＢ102号、商業登記簿上の本店所在地東京都西東京市ひばりが丘北２丁目５番19号
破産者　有限会社石川電設
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６２２号
神奈川県三浦郡葉山町堀内1165－１－507、開始決定時の住所千葉県市川市鬼高２丁目14－21
破産者　杉浦　保幸
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部